




# 大川市新規創業支援補助金（出店補助及び家賃補助）




大川市は、新規創業者の意欲高揚を図り、商工業の振興および地域活性化に資することを目的として、創業時に必要となる経費の一部を予算の範囲内にて補助します。

 <p>対象者 ・ 対象事業</p>	<p>【対象者】※以下のすべてに当てはまる者を対象とします</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①市税の滞納がない者</li> <li>②市内で新規創業し、事務所等を設置する者</li> <li>③市が指定した創業に関するセミナーを受講した者（大川商工会議所が主催する起業・創業セミナー以外を受講される場合は、市インテリア課に事前にご相談ください）</li> <li>④交付申請日までに大川商工会議所（以下「会議所」という）の会員に加入し、3年間継続して加入し続ける者</li> <li>⑤本補助金の交付を過去に受けていない者（出店補助と家賃補助は併用可能です）</li> <li>⑥開業から3年間同じ営業形態で営業できる者</li> <li>⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員でない者、又はそれらと密接な関係を有していない者</li> </ol> <p>【対象事業】</p> <p>福岡県信用保証協会の保証制度を利用できる業種であること</p> <p>※以下のいずれかに当てはまる場合は、<b>補助対象外</b>となります</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①宗教活動又は政治活動を目的とした事業</li> <li>②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける事業</li> <li>③その他市長が適当でないとする事業</li> </ol>
--	---

 <p>対象経費</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="252 1003 367 1254">出店</td> <td data-bbox="367 1003 1543 1254"> <ol style="list-style-type: none"> <li>①事務所、店舗等の外装又は内装工事費</li> <li>②設備費：おおむね1,000円以上で、本事業に使用するものに限る</li> <li>③広報費：広報物（チラシ・のぼりなど）作成、HP作成費、広告物掲載料</li> <li>④その他市長が特に必要と認める費用</li> </ol> <p>※消費税、地方消費税等、税金に係る部分は<b>対象外</b>です</p> <p>※開業後の経費については<b>対象外</b>です</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 1254 367 1429">家賃</td> <td data-bbox="367 1254 1543 1429"> <p>事業所、事務所、店舗等の借入費</p> <p>※敷金、礼金、保証金、共益費、仲介手数料、駐車場使用料、火災・地震保険料、国又は県等の補助金の補助対象経費、消費税及び地方消費税は<b>対象外</b>です</p> <p>※開業後に契約した物件および市外の物件は<b>対象外</b>です</p> </td> </tr> </table>	出店	<ol style="list-style-type: none"> <li>①事務所、店舗等の外装又は内装工事費</li> <li>②設備費：おおむね1,000円以上で、本事業に使用するものに限る</li> <li>③広報費：広報物（チラシ・のぼりなど）作成、HP作成費、広告物掲載料</li> <li>④その他市長が特に必要と認める費用</li> </ol> <p>※消費税、地方消費税等、税金に係る部分は<b>対象外</b>です</p> <p>※開業後の経費については<b>対象外</b>です</p>	家賃	<p>事業所、事務所、店舗等の借入費</p> <p>※敷金、礼金、保証金、共益費、仲介手数料、駐車場使用料、火災・地震保険料、国又は県等の補助金の補助対象経費、消費税及び地方消費税は<b>対象外</b>です</p> <p>※開業後に契約した物件および市外の物件は<b>対象外</b>です</p>
出店	<ol style="list-style-type: none"> <li>①事務所、店舗等の外装又は内装工事費</li> <li>②設備費：おおむね1,000円以上で、本事業に使用するものに限る</li> <li>③広報費：広報物（チラシ・のぼりなど）作成、HP作成費、広告物掲載料</li> <li>④その他市長が特に必要と認める費用</li> </ol> <p>※消費税、地方消費税等、税金に係る部分は<b>対象外</b>です</p> <p>※開業後の経費については<b>対象外</b>です</p>				
家賃	<p>事業所、事務所、店舗等の借入費</p> <p>※敷金、礼金、保証金、共益費、仲介手数料、駐車場使用料、火災・地震保険料、国又は県等の補助金の補助対象経費、消費税及び地方消費税は<b>対象外</b>です</p> <p>※開業後に契約した物件および市外の物件は<b>対象外</b>です</p>				

 <p>補助率 補助上限</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>補助率</th> <th>補助上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="252 1440 367 1563">出店</td> <td data-bbox="367 1440 686 1563">補助対象経費の1/2</td> <td data-bbox="686 1440 1543 1563">50万円（千円未満切り捨て）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 1563 367 1736">家賃</td> <td data-bbox="367 1563 686 1736">補助対象経費の1/2</td> <td data-bbox="686 1563 1543 1736"> <p>1か月あたりの上限：10万円（千円未満切り捨て）</p> <p>事業開始日の属する月の翌月（当該日が月の初日である時は、その月）から起算して12か月間分を支給。</p> <p>※令和8年4月1日より前に開業された場合は、以前の補助率・補助金額が適用されます。詳しくは、市インテリア課へお尋ねください。</p> </td> </tr> </tbody> </table>		補助率	補助上限	出店	補助対象経費の1/2	50万円（千円未満切り捨て）	家賃	補助対象経費の1/2	<p>1か月あたりの上限：10万円（千円未満切り捨て）</p> <p>事業開始日の属する月の翌月（当該日が月の初日である時は、その月）から起算して12か月間分を支給。</p> <p>※令和8年4月1日より前に開業された場合は、以前の補助率・補助金額が適用されます。詳しくは、市インテリア課へお尋ねください。</p>
	補助率	補助上限								
出店	補助対象経費の1/2	50万円（千円未満切り捨て）								
家賃	補助対象経費の1/2	<p>1か月あたりの上限：10万円（千円未満切り捨て）</p> <p>事業開始日の属する月の翌月（当該日が月の初日である時は、その月）から起算して12か月間分を支給。</p> <p>※令和8年4月1日より前に開業された場合は、以前の補助率・補助金額が適用されます。詳しくは、市インテリア課へお尋ねください。</p>								

 <p>申請期間</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="252 1747 367 1814">出店</td> <td data-bbox="367 1747 1543 1814">開業日の属する年度の年度末まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 1814 367 1960">家賃</td> <td data-bbox="367 1814 1543 1960">開業日の属する年度の年度末まで もしくは開業日の属する月の翌月（当該日が月の初日である時は、その月）から12か月目の支払いより60日以内とする。</td> </tr> </table>	出店	開業日の属する年度の年度末まで	家賃	開業日の属する年度の年度末まで もしくは開業日の属する月の翌月（当該日が月の初日である時は、その月）から12か月目の支払いより60日以内とする。
出店	開業日の属する年度の年度末まで				
家賃	開業日の属する年度の年度末まで もしくは開業日の属する月の翌月（当該日が月の初日である時は、その月）から12か月目の支払いより60日以内とする。				


問合せ先

【申請について】  
大川市インテリア課 木工振興係 TEL：0944-85-5582  
【起業・創業セミナーについて】  
大川商工会議所 TEL：0944-86-2171

大川市の  
創業支援について



裏面に続く

 申請書類	出店	①補助金等交付申請書（様式1号） ②創業計画書（写し） ③個人事業の開廃業届出書（写し）又は法人の登記事項証明書（写し） ④市が指定した創業に関するセミナーを受講したことを証明する資料 ⑤会議所に加入したことを証明する書類 ⑥経費の明細および支払を証明する書類（請求書、領収書等） ⑦その他市長が必要と認める書類
	家賃	①補助金等交付申請書（様式1号） ②創業計画書（写し） ③個人事業の開廃業届出書の写し又は法人の登記事項証明書（写し） ④市が指定した創業に関するセミナーを受講したことを証明する資料 ⑤会議所に加入したことを証明する書類 ⑥賃貸借契約書（写し） ⑦家賃等を支払ったことがわかる書類（通帳の写し、振込受付書等） ⑧その他市長が必要と認める書類 ※ただし、出店補助を受けた場合に既に提出している書類については、 <b>提出を省略することができる。</b>

創業後	<p>補助金を受けた年度の翌年度から<b>3年間で1回以上、市が指定した創業後のセミナー又は創業に関する個別相談等を受ける必要があります。</b>（受けた後は速やかに報告を提出してください。ただし、会議所にて支援を受けた場合は、会議所から報告することとし、本人からの証明は省略することができます。）</p>
-----	---

注意事項	<p>以下の場合、交付決定の取消し及び<b>補助金を返還</b>求める場合があるのでご注意ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①虚偽又は不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき</li> <li>②補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき</li> <li>③開業日から3年以内に廃業又は閉店したとき（本市内で店舗を移転した場合を除く）</li> <li>④個人の場合は、開業日から3年以内に事業所を市外に移転したとき（転居に伴う移動を含む）</li> <li>⑤法人の場合は、開業日から3年以内に法人の登記簿謄本に記録されている本社、本店又は主たる事務所若しくは事務所の所在地を市外に移したとき</li> <li>⑥事業に関する各種法令等に違反したとき</li> <li>⑦その他、規定等に違反したとき</li> </ol>
------	--

留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請受付後は、市担当者が現地確認を行います。</li> <li>・提出書類等により事業内容を確認し、交付決定又は不交付が決定されるものです。申請すれば必ず交付されるものではありません。</li> </ul>
-----	---

申請先	<p>大川市インテリア課 木工振興係（大川市大字酒見 256 番地 1）          TEL：0944-85-5582 E-mail：<a href="mailto:okwmokko_k@city.okawa.lg.jp">okwmokko_k@city.okawa.lg.jp</a>          ※細かい条件等がありますので、<b>事前相談</b>をお勧めしています。補助金申請をご検討の際は一度ご連絡ください。</p>
-----	--

問合せ先

【申請について】  
 大川市インテリア課 木工振興係 TEL：0944-85-5582  
 【起業・創業セミナーについて】  
 大川商工会議所 TEL：0944-86-2171

大川市の  
創業支援について

